

## 兵庫県安全安心な消費生活推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 消費者行政の推進に係る施策について、関係部局間の連絡調整を図り、施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、兵庫県安全安心な消費生活推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費者行政の推進に係る施策の企画・総合調整に関すること。
- (2) 消費者行政の施策の推進に関すること。
- (3) その他消費者行政の推進に関すること。

### (組織)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長及び本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (本部会議)

第4条 本部長は本部を総括し、本部会議を招集する。

- 2 本部会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 本部員が本部会議に出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 4 本部会議に必要なときは、関係者の出席を求めるものとする。

### (事務局)

第5条 本部に、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長、事務局次長を置く。
- 3 事務局に、消費生活課その他の別表第2に掲げる課等を置く。
- 4 第2項に規定する事務局長、事務局長代理及び事務局次長は、別表第3に掲げる職にある者をもって充て、前項に掲げる組織に置く職については、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）等に掲げる同組織に置かれている職にある者をもって充てる。
- 5 事務局は、行政組織規則等に定める事務のうち、消費者行政の推進に係る事務を所掌する。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、企画県民部県民生活局消費生活課において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

### 附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

兵庫県安全安心な消費生活推進本部

別表第1 (第3条関係)

本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	防災監 会計管理者 技監 知事公室長 企画県民部長 政策創生部長 県民生活部長 健康福祉部長 福祉部長 産業労働部長 農政環境部長 環境部長 県土整備部長 まちづくり部長 公営企業管理者 病院事業管理者 教育長 人事委員長 警察本部長 神戸県民センター長 阪神南県民センター長 阪神北県民局長 東播磨県民局長 北播磨県民局長 中播磨県民センター長 西播磨県民局長 但馬県民局長 丹波県民局長 淡路県民局長 政策会議を構成する県参事 東京事務所長

別表第2（第5条関係）

事務局各課	消費生活課
	-----
	広聴課
	文書課
	防災企画課
	健康増進課
	薬務課
	生活衛生課
	経営商業課
	観光企画課
	消費流通課
	都市政策課
	住宅政策課
	県立消費生活総合センター
	神戸県民センター県民交流室
	阪神南県民センター県民交流室
	阪神北県民局県民交流室
	東播磨県民局地域振興室
	北播磨県民局県民交流室
	中播磨県民センター県民交流室
	西播磨県民局県民交流室
但馬県民局地域政策室	
丹波県民局県民交流室	
淡路県民局交流渦潮室	
（病院局）	
企画課	
（教育委員会事務局）	
総務課	
（警察本部）	
生活経済課	

別表第3（第5条関係）

事務局長	県民生活部長
事務局次長	県民生活局長（総括）
	知事室長
	管理局長
	防災企画局長
	健康局長
	産業振興局長
	観光局長
	農政企画局長
	まちづくり局長
	住宅建築局長
	各県民局副局長
	各県民センター副センター長
	病院局長
	教育次長
	警察本部生活安全部長